

課題共有カンファレンス2014

全国就労移行支援事業所連絡協議会
進行：酒井大介（加島友愛会）

就労支援に関連する施策の流れ

障害者総合支援法

総合支援法①

- 法施行(障害者自立支援法は消滅)
- 基本理念
- 障害者の範囲
- サービス基盤の計画的整備(障害福祉計画・自立支援協議会改編等)

総合支援法②

- 障害者支援区分の創設
- 重度訪問介護の対象拡大
- グループホームとケアホームの一元化
- 新たな地域支援事業の追加(意思支援、啓発等)

総合支援法③

- 常時介護を要する者への支援、移動の支援、**就労の支援** 他
- 障害支援区分の認定と支給決定の在り方
- 意思決定支援、成年後見制度利用促進の在り方
- 意思疎通支援の在り方
- 精神障害及び高齢障害者支援の在り方

報酬改定

改正障害者雇用促進法

改正障害者雇用促進法①

- 雇用分野における障害者の差別的取り扱いを禁止
- 合理的配慮の提供義務
- 苦情処理・紛争解決援助
- 障害者の範囲の明確化

改正障害者雇用促進法②

- 雇用率の算定基礎に精神障害者を追加

施行後5年間は猶予期間とされ、法定雇用率は計算式どおりに引き上げないことも可能。

2013年

2014年

2015年

2016年

2017年

2018年

就労支援に関するトピックス

厚生労働省 障害福祉課

- 第4期(H27~29)障害福祉計画の基本指針について

厚生労働省 地域障害者雇用対策課

- 地域の就労支援の在り方に関する研究会報告について

全国社会就労センター協議会

- 「障害者総合支援法」施行後3年の検討のための提言について

全国就労移行支援事業所連絡協議会

- タウンミーティングの報告と会員事業所アンケートの報告

意見交換での主な内容

- ❑ 一般就労に向けた機能特化の意義と課題
 - 機能特化した事業としてこれからも実施していくべき
 - 就労移行支援の必要性を訴えていくうえで、実績が上がらない事業所が課題
- ❑ 就労移行支援事業所の定着支援の在り方
 - 実績が上がっている事業所ほど定着支援が課題となっている
 - 一番の課題は、ここにかかるコストと労力
- ❑ 就労実現の定義
 - 現状では短時間のアルバイト、A型事業所への就職もカウントできる
- ❑ 就労支援を担う人材の養成、制度の再考
 - 研修体制加算を見直し、充実
 - ジョブコーチ制度の活用

総合福祉部会 日中サービス体系の提言

障害者自立支援法

- ☒ 就労移行支援事業
- ☒ 就労継続支援事業A・B型
- ☒ 地域活動支援センター
- ☒ 小規模作業所



障害者総合福祉法

- ☒ 障害者就労センター
- ☒ デイアクティビティーセンター（作業活動支援部門）

障害者就労センター

- 労働法の全面適用または部分適用
- 賃金補填等を含め再賃以上を目指す

デイアクティビティーセンター
（作業活動支援部門）

- 労働法適用なし
- 年金等との調整で所得保障

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

厚生労働省障害福祉課調べ
(24年4月分 回答率:
76.2%)

